



函館市自治基本条例に関する提言書

函館市自治基本条例策定検討委員会

平成21年1月

も く じ

I	はじめに	1
II	条例制定に向けた提言	2～31
III	検討委員会付帯意見	32
IV	おわりに	33
V	参考資料	34～39
	1 検討委員会開催状況	
	2 前文起草委員会開催状況	
	3 ワークショップ開催状況	
	4 函館市自治基本条例フォーラム開催状況	
	5 委員等名簿	
	(1) 函館市自治基本条例策定検討委員会名簿	
	(2) 函館市自治基本条例策定検討委員会前文起草委員会名簿	
	(3) 函館市自治基本条例庁内プロジェクト名簿	

I はじめに

今日、多くの地方自治体は、地方交付税の削減（ここ2年間は持ち直してはいますが）や地方税収の伸び悩み、巨額な地方債の累積、財政調整基金などの「貯金」の取り崩しなど、厳しい財政状況のもとにおかれています。いまや、行財政改革や財政の健全化が地方自治体の喫緊の課題となっています。

このような厳しい状況の中にあっても、高質な自治体政策を行う地方自治体が増えているほか、職員数が削減されても行政サービスを維持しようと懸命に努力している地方自治体が数多くみられます。これからの地方自治体はまさに「財政の健全化」と「行政サービスの確保」という、二兎を追わなければなりません。

また、地方分権という大きな流れの中で、「地域のことは地域で考えて地域で決める」という自己決定・自己責任に基づく自治体運営を進めていくことが、今後大切になります。「住民自治」の重要性がこれまでもまして高まるでしょう。

こうした状況に対応するためには、市民が真に地域を創る主体となるしくみを構築し、これまでの行政主導から、市民参加、市民協働によるまちづくりへの転換と自立した自治体運営のためのルールづくりが必要となります。そこで、現在、数多くの自治体で「自治基本条例」が制定されています。

函館市においては、平成19年6月に「函館市自治基本条例懇話会」から提言を受け、自治基本条例の策定の検討に着手しました。わたしたち「函館市自治基本条例策定検討委員会」では、平成19年9月の発足以来、40回におよぶ検討委員会を重ね、また、ワークショップやフォーラムを通じ多くの市民の皆さんの意見をいただきながら、函館市にふさわしい自治基本条例となるよう、委員全員が真剣にそして精力的に議論を重ね、このたび「函館市自治基本条例に関する提言書」を取りまとめました。自治基本条例の制定によって、函館市において、「市民が主役のまちづくり」が進められることを心から願い、提言するものであります。

函館市自治基本条例策定検討委員会

委員長 横山 純 一

（北海学園大学 教授）

Ⅱ 条例制定に向けた提言

◆前文

わたしたちのまち函館は、我が国最初の国際貿易港として早くから海外に門戸を開き、更には、北海道の海の玄関口となるなど、巴の港を舞台にさまざまな交流が行われ、発展してきました。

豊かな海と山に囲まれた函館は、異国情緒漂うまち並みや函館山からの夜景など美しい景観が市民の暮らしと融合し、歴史を刻み、文化を支えた多くの人々の活動や営みが息づいています。

わたしたちは、先人が築き上げてきたこのまちを、更に輝きだれもが安心して豊かに暮らせる函館、夢と希望にあふれ、わくわくする函館となるよう次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、わたしたち一人一人がまちづくりの主役となり、愛と誇りと責任を持って、生き生きと行動できる市民自治によるまちづくりを進めていくことが必要です。

わたしたちは、ここに自ら行動し、主体的にまちづくりにかかわるという決意を示すとともに、その担い手である市民、議会、市のそれぞれの役割や相互の関係などを明らかにして、まちづくりの原点となる函館市自治基本条例を制定します。

より良い函館にするために。

【基本的な考え方】

この前文は、函館市のこれまでの成り立ちから、現在この地で暮らす人々と次世代の人々が、主体的にまちづくりに関わっていくために、この条例の制定を通じ市民一人一人がまちづくりに関心を持ち、主体的に行動していく決意と、自治の理念や基本原則などを明らかにするものです。

なお、文体は、子どもからお年寄りまで、読みやすく親しみやすいよう、難解な表現は避けました。

第1段落

わたしたちのまち函館は、幕末の激動期に国際貿易港として開港したことにより、諸外国や本州との交易はもとより異国の文化や技術に触れ、その影響を受けてきました。時代が進み、青函連絡船の就航により交通の要衝として栄え、また、北洋漁業の基地となるなど、南北海道の中核都市として、海と港を舞台として発展してきた歴史的経過を記述しています。

第2段落

函館を形容する海や山などの自然、開港に伴い諸外国の文化が流入し形成された西部地区特有の歴史的景観、そして、国内外に誇る優れた夜景などの佇まいが、市民生活に根ざし、時代の移り変わりとともに地域固有の文化をはぐくんできた市民の動静を表現しています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

第3段落

明治期以降の大火と復興の歴史や教育、医療、福祉などさまざまな分野で先人が自由性と先駆性を生かし作りあげてきたこのまちが、何時の時代においても、ここで暮らす誰もが「安心して豊かに暮らせる函館」、「夢と希望にあふれ、わくわくする函館」となるよう、理想とするまちの姿を掲げ、その実現を図り、次の世代へ引き継いでいく責務があることを確認しています。

第4段落

前段で掲げる理想のまちを実現するためには、市民一人一人がまちづくりの主役であること、そして郷土に対する愛着心や誇りと責任を持ち、自由に考え意見を交わしいきいきと行動できる開かれた新しい市民社会を築き、この条例の目的である「市民自治によるまちづくり」を進めることが必要であることを確認しています。

第5段落

わたしたちの地域のことは自らが行動し、決定するという決意を示すとともに、まちづくりを進めていくための拠り所となる条例を制定することを宣言しています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

◆ 1. 総則

(1) 目的

この条例は、本市におけるまちづくりの基本理念および基本原則を定めるとともに、市民、議会および市の役割と責務を明らかにすることにより、安全安心で豊かな市民自治によるまちづくりを実現することを目的とします。

【基本的な考え方】

自治基本条例がなぜ必要か、この条例を制定する目的は何かを明確にするため、この項目を設けました。

この条例の目的は「安全安心で豊かな市民自治によるまちづくりを実現すること」とし、その実現に向けて、函館市を運営し、まちづくりを行っていくうえで、最も基本的な約束事（基本理念と基本原則）を明らかにすることと、これからのまちづくりにおいて市民、議会、市がどのようなことができ、また、どのようなことをしなければならないのか（権利や責務など）をこの条例の中で規定することを明確にしています。

(2) 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- | | |
|----------|--|
| ① 住民 | 市内に住所を有する者をいいます。 |
| ② 市民 | 前号に掲げる者および市内に通勤し、または通学する者ならびに市内で活動する法人その他の団体をいいます。 |
| ③ 協働 | 市民、議会および市が、自らの役割と責務を自覚しながら、互いの立場を尊重し、対等な関係で協力して取り組むことをいいます。 |
| ④ まちづくり | 安全な地域社会や、安心して豊かに暮らせる生活環境を築くために行う公共的な活動をいいます。 |
| ⑤ コミュニティ | 町会、ボランティア団体、NPOなどの地域の課題に取り組み安心して暮らすことができる地域社会を実現するために活動する人の集まりをいいます。 |
| ⑥ 市 | 市長その他の執行機関をいいます。 |

【基本的な考え方】

この条例で使っている用語は広く一般的に使われていますが、この条例を正しく理解し運用していくうえで、その意味を明確にしておく必要のある用語について定義するためにこの項目を設けました。

一つめは「住民」の定義です。住民投票の項目などで、市内に住所を有するものに限定することが必要であることから、この定義を設けています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

二つめは「市民」の定義です。ここでいう「市民」は、市内に住所を有する「住民」はもとより、通勤・通学者のほか、町会・自治会、ボランティア組織やNPOなどの市内で活動する法人や団体も含めています。なぜなら、このまちに住む人、集う人は、個人・団体を問わず、これからのまちづくりの重要な担い手と考え、これらの人々や団体を「市民」と幅広く定義付けています。

三つめは「協働」の定義です。市民、議会、市のそれぞれが、お互いの主張や立場だけでまちづくりを進めては、十分な効果を発揮することができません。この三者が自らの役割と責務を自覚しながら、互いの立場を尊重し、対等な関係で協力してまちづくりに取り組むことが必要です。このような趣旨を、この提言では「協働」という言葉に託しています。

四つめは「まちづくり」の定義です。ここでいう「まちづくり」とは、道路や公共施設といったハード面だけでなく、福祉、環境、産業、教育などすべての分野でのソフト面を含め、市民全員が安全な地域社会や安心して豊かに暮らせる生活環境を築くために行う公共的な活動を幅広く「まちづくり」と定義付けています。

五つめは「コミュニティ」の定義です。一般的にコミュニティという言葉は、さまざまな場面で使われています。この提言では、まちづくりを地域社会で実践する団体と捉え、町会やボランティア団体、NPOなどの地域の課題に取り組み、安心して暮らすことができる地域社会を実現するために活動する人の集まりをコミュニティと定義付けています。

六つめは「市」の定義です。この提言では「市」という言葉が数多く出てきますが、一言で「市」と言っても、自治体の名称としての函館市を表す意味や市役所の組織を表す意味などさまざまです。この提言では、「市」の定義をまちづくりの担い手としての市長や市役所の組織と考え「市長その他の執行機関」とし、名称（法人）としての「函館市」と区分しています。

この市長およびその他の執行機関とは、地方自治法に規定するもので、議事機関としての議会以外の市長やその内部組織などと教育委員会などの行政委員会をいうものです。

(3) この条例の位置付け

- ① 市民、議会および市は、本市のまちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければなりません。
- ② 市および議会は、条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければなりません。

【基本的な考え方】

目的でも述べたように、この条例の目的は「安全安心で豊かな市民自治によるまちづくりを実現すること」です。この目的の実効性を確保するためにこの項目を設けました。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

市民と議会と市は、自治基本条例の趣旨を十分に理解し最大限に尊重しながらまちづくりを進めることが重要であると考えています。特に議会や市にあっては、施策の実施や各種条例や規則等の制定改廃の際には、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならないと考えています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

◆ 2. 基本理念・基本原則

(1) 基本理念

まちづくりの主役は市民です。

【基本的な考え方】

目的で述べた、市民自治によるまちづくりを実現するうえで、基本となる理念を明らかにするためにこの項目を設けました。

市長や市議会議員は、住民の直接選挙で選ばれ、市政を信託されています。また、地方公共団体は住民の福祉の増進に努めることが使命とされています。市民は函館市の主権者であり、まちづくりの主体であり、そして客体でもあるのです。その市民をなおざりにしての市政運営やまちづくりは考えられません。

また、これまでのどちらかと言えば「行政主導型」のまちづくりであったものをわたしたち市民が主体的に考え、市民同士がお互いに協力し補完し合いながら、自らまちづくりに積極的に関わっていくとともに、議会や市も市民のためのまちづくりを進めていかなければならないと考えています。

これからのまちづくりは、これまでも増して、こうした「市民主体のまちづくり」が求められると考え、「まちづくりの主役は市民です。」の一言に託し、基本理念としました。

(2) 基本原則

- ① まちづくりへ参加する機会は、市民に平等に保障されるものとします。
- ② 市民、議会および市は、協働によるまちづくりを進めます。
- ③ 市民、議会および市は、まちづくりに関する情報を共有します。
- ④ 市民、議会および市は、まちづくりを担う人材の育成に努めます。

【基本的な考え方】

前段では、この条例の目的である「市民自治によるまちづくり」を実現するうえでの、基本理念として「まちづくりの主役は市民」であることを示しました。ここでは、市民がまちづくりの主役となるための基本原則を明らかにするためにこの項目を設けました。

一つめは、まちづくりへの参加機会の平等保障です。市民のまちづくりへの参加は強制されるものではありません。しかし、参加したくてもその扉が閉ざされては、市民参加のまちづくりは進みません。こうしたことから、まちづくりへの参加の機会は、市民に分け隔て無く与えられるべきであり、その機会は市民に平等に保障されなければならないものです。

二つめは、協働によるまちづくりの推進です。まちづくりはすべて行政がやることではありません。また、市民だけでも決してできるものではありません。市民と議会と市が自らの役割と責務を自覚しながら、互いの立場を尊重し、対等な関係で協力して取り組まなくてはならないと考えています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

三つめは、情報の共有です。市民、議会、市がそれぞれの情報だけでまちづくりを進めてもそこには、連帯感の醸成やまちの活性化は決して図れないと考えます。この三者が、まちづくりに関する情報を共有してこそ、信頼関係が生まれ、まちづくりが進められると考えています。

四つめは、まちづくりを担う人材の育成です。協働によるまちづくりを進めるためには、それを担う人材がいなくては何も始まりません。しかし人材は、はじめから用意されているものではありません。まちづくりに少しでも関心を持つような意識の醸成からはじまり、そして一歩前に踏みだして参加していくというように裾野を広げなければならないと考えています。こうした広がりの中から、多くのまちづくりを担う人材を市民、議会、市が一緒になって育成していかなければならないと考えています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

◆ 3. 情報の共有

(1) 情報の提供および共有

- ① 市および議会は、まちづくりに関して市民と共通の認識を持つために、その保有する情報を市民に積極的かつ迅速に分かりやすく提供し情報の共有に努めます。
- ② 市は、広報紙、ホームページをはじめとした多様な手段による情報の提供に努めます。

【基本的な考え方】

市民、議会、市が協働でまちづくりを進めていくうえで、情報の共有は非常に重要なものであり、まちづくりへの参加や協働の大前提となることからこの項目を設けました。

まちづくりを進めるうえで、市民と議会、市がまちづくりについての共通の認識を持つことは必要不可欠なことです。ここで重要となるのはやはり圧倒的な情報量を持つ市の役割です。市は、市民に積極的に情報を提供し、市民との情報の共有に努めて行くべきだと考えています。しかし、情報は伝わってこそ情報です。その情報が一部の人にしか伝わらなかったり、時期を逸していたり、わかりづらければせっかくの情報提供も意味がありません。こうしたことから、これまでも増して、市や議会は広報紙やホームページをはじめとしてテレビ・ラジオ・回覧板、さらには時代と共に進化するさまざまな情報伝達手段を用いて、積極的にそしてタイムリーに分かりやすく情報を市民に伝えることが必要だと考えています。

また、わたしたち市民も自分に興味のない情報や不都合な情報には耳を傾けないということではなく、きちんと情報を受け止めることが必要であり、こうした送り手と受け手が共通認識を持つことが情報の共有だと考えています。

(2) 情報の公開

市および議会は、その保有する情報について、市民の知る権利を保障し、原則として公開します。

【基本的な考え方】

情報を共有するうえで、市民の知る権利が保障されることが重要であると考え、市の情報公開条例の趣旨も踏まえてこの項目を設けました。

まちづくりに関する情報の多くは、議会や市の市政に関する情報です。しかし、そのすべてを情報提供できるわけではありません。

そこで、議会や市が有しているけれども提供していない情報についても、公開を請求することで、何人でもその情報を知ることができる権利を保障し、個人情報など公開できない情報を除き原則として公開することが必要だと考えています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

◆ 4. 参加および協働

(1) 市民参加の推進

- ① 市は、まちづくりへの市民の参加を推進します。
- ② 市は、まちづくりへの市民の参加を推進するため、活動の場の提供、環境づくり、情報の提供、まちづくりの担い手となる人材の育成などその仕組みの整備に努めます。
- ③ 市は、まちづくりに関する市民からの提案について、これが反映されるように努めます。
- ④ 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民が参加し、その意見が適切に反映されるように努めます。

【基本的な考え方】

前段で述べたように、市民がまちづくりに参加することは、これからのまちづくりに大きな意味を持ってくると考えています。ここでは、市民のまちづくりへの参加を推進するために市がとるべき基本的な考え方を示すためこの項目を設けました。なお、まちづくりへの参加に関する市民の基本的な考え方は、「市民の責務」で述べています。

一つめは、参加に対する市の基本的なスタンスです。市民自治を広げ、協働によるまちづくりを進めるには、まず、市民がまちづくりへ参加することが基本であり、市は市民のまちづくりへの参加を積極的に推進することが必要であると考えています。

二つめは、参加するための仕組みづくりです。市民がまちづくりへ参加する機会は、各種団体の役員や構成員となっている方には、市の各種審議会やその他の会議の委員就任など、きっかけがあると思います。しかし、多くの市民には、こうしたまちづくりへ参加するための機会やきっかけは少ないものと思います。検討委員会では、広くそしてより多くの市民がまちづくりへ参加することが重要であると考えました。

そのために、市は、各種審議会の公募やワークショップ、フォーラムの開催などのソフト面に限らず「地域交流まちづくりセンター」の活用などハード面も含め、市民がまちづくりに参加し、活動できる場を積極的に提供することが必要であると考えています。

また、例えば、「多くの市民が参加しやすい時間帯に会議等を開催する。」、「子育て世代の市民が参加しやすいよう育児室を設ける。」などといった参加するための環境づくり、会議の開催案内や委員公募についての積極的な情報提供、さらには、これからのまちづくりを担う人材を育成することなども重要なことであり、こうした市民参加を推進するための仕組みを整備していくことが必要だと考えています。

なお、ここではまちづくりへの参加を市政のみに限らず、広い意味で捉え、野外劇に代表されるような市民が主体のまちづくり活動の場を増やし、広く市民が参加できる環境づくりのための仕組み、例えば、イベント等への支援や人づくり事業なども必要であると考えています。

三つめは、まちづくりに関する市民の提案についてです。これからのまちづくりは、市民も積極的にまちづくりに関わっていかなければならないと思います。しかし、市民の意見がまちづくりに反映されなければ参加する意欲も減退してしまいます。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

こうしたことから、市は、まちづくりへの市民参加を推進する立場で、市民からのまちづくりに関する建設的で効果的な提案について、市政へ反映できるものは積極的に反映させるほか、市民主体の活動への提案についても関係団体（町会やNPOなど）と連携・調整を図りながら、提案の反映に努めることが必要であると考えています。

四つめは、市政への市民参加のあり方です。まちづくりは、市民、議会、市がそれぞれの立場で活動し、また協働することによって行われるものです。しかし、まちづくりの施策の多くを担っているのは、やはり市であると思います。こうしたことから、市は、市民が主役のまちづくりを進めるため、政策の立案（審議会やワークショップなど）、実施（協働して行う事業など）、評価（行政評価にかかる外部評価など）の各段階で、市民が参加して、その意見が適切に反映されるよう努めることが必要であると考えています。

(2) 協働の推進

- ① 市民、議会および市は、それぞれの立場を理解し、信頼し合いながら協働によるまちづくりを推進するよう努めます。
- ② 市は、協働によるまちづくりを推進するに当たっては、市民の自主性および主体性を尊重します。

【基本的な考え方】

これからは市民協働によるまちづくりが必要不可欠となってくると思います。その協働に対する基本的な考え方を示すためこの項目を設けました。

一つめは、協働の推進の基本的な考え方です。市民、議会、市はそれぞれ立場や役割が違います。しかし、まちづくりはそれぞれが勝手に、自分本位の考え方で進めては、決して良いまちにならないと思います。互いにその立場を理解し、信頼関係のもと対等な関係をもって三者がまちづくりを協働して進めることが重要であると考えています。

二つめは、市民の自主性・主体性の尊重です。協働によるまちづくりを推進するに当たって、市の過剰な関与があっては、市民の協働に対する意識や自立性が生まれてこないと思います。こうしたことから、市は協働のまちづくりを進めるに当たっては、市民の自主性や主体性を尊重しなくてはならないと考えています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

(3) コミュニティ

- ① 市民、議会および市は、まちづくりの担い手としてコミュニティを守り育てます。
- ② 市は、コミュニティの自主性および自立性を尊重し、その活動の支援に努めます。

【基本的な考え方】

この条例の目的である市民自治によるまちづくりを進めるうえで、コミュニティが地域社会を築く基盤として活動領域を広げ、中心的な役割を担うことが重要であることから、地域住民の自治組織である町会のほかボランティア団体や市民活動団体等をまちづくりの担い手として位置付け、その育成を図ることが必要と考え、この項目を設けました。

まちづくりを効果的に行っていくためには、一人で行うのではなく、何人かで協力し、あるいは立場の異なる人と協働するなど、さまざまな能力や個性を持った人たちが力を合わせて行うことが重要であると考えています。つまり、人と人が集まり、つながっていくことがまちづくりの原動力になるのです。

コミュニティには、さまざまな形態が考えられます。町会がその中心的役割を担っていくことはもちろんのことNPOやボランティア団体などがまちづくりに参加し、あるいは、それぞれが連携していくことも必要であり、こうしたさまざまな人の集まりがこれからのまちづくりを支えていくと考え、市や議会は、そうしたまちづくりに取り組む多様な団体を守り育て、その自主性と自立性を尊重するとともに、その活動に対し、多方面から必要に応じた支援・協力が必要だと考えています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

(4) 住民投票

- ① 市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。
- ② 住民投票を行うときは、その事案ごとに、投票できる人、投票結果の取扱いなどを規定した条例を別に定めます。
- ③ 市長は、住民投票を行うに当たっては、住民に住民投票に係る事案についての情報を提供しなければなりません。
- ④ 市長は、住民投票の結果を尊重します。

【基本的な考え方】

地方公共団体の運営は間接民主制を原則としていますが、まちづくりを進める過程で、直接民意を問う必要が生じた場合、間接民主制を補完する制度のひとつとしての住民投票制度が必要であると考えこの項目を設けました。

ここでは、市長が市政に関する重要事項について、広く民意を確認するために住民投票を実施できることとしていますが、あくまでも間接民主制を補完する制度ですから、議会もその実施にあたって協議をする場や決定権を持つことが必要だと考えています。こうしたことから、住民投票を実施する際には、個別案件ごとに「何について住民投票をするのか」、「住民投票の有権者の要件をどうするのか」などについて、きちんと条例をつくり、議会での審議を通じて、その必要性を明確にしていくことが必要であると考えています。いわゆる非常設型の住民投票制度が望ましいとしています。

また、住民投票制度は慎重に取扱う必要があります。実施する際には、「どういうことで住民投票をするのか」、「そのことでどうなるのか」など市民にもしっかりと情報を提供し、説明責任を果すとともに、そうして実施された住民投票の結果は、十分に尊重されるべきであると考えています。

(5) 住民投票の条例制定の請求および発議

- ① 市長および議会の議員の選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。
- ② 議会の議員は議員定数の12分の1以上の者の賛成をもって、議会の委員会はその部門に属する事務に関して、それぞれ住民投票を規定した条例の議案を議会に提出することができます。
- ③ 市長は、住民投票を規定した条例の議案を議会に提出することができます。

【基本的な考え方】

住民投票を実施する場合は、個別に条例をつくり、議会の場でもきちんと議論することとしました。その住民投票を実施するための条例の発議権（請求権）は、広く条例全般の発議権（請求権）のひとつとして、住民・議会・市長の三者に現行の法律で確保されています。そのことを市民にも知ってもらう必要があると考え、この項目を設けました。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

まず、住民の条例制定請求権です。地方自治法の規定で、有権者の50分の1以上の連署をもって条例の制定を請求できます。

次に、議会の条例提出権です。議員や議会の委員会の条例提出権が地方自治法に規定されています。

最後は、市長の条例提出権です。市長の条例提出権が地方自治法に規定されています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

◆ 5. 市民

(1) 市民の権利および責務

- ① 市民は、自由かつ平等な立場でまちづくりに参加する権利を有します。
- ② 市民は、市および議会が保有する情報を知る権利を有します。
- ③ 市民は、まちづくりの主体としての役割を認識し、互いに尊重し、協力してまちづくりを推進するよう努めるものとします。
- ④ 市民は、それぞれの実情に応じ、可能な範囲でまちづくりに参加するよう努めるものとします。
- ⑤ 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならないとします。

【基本的な考え方】

市民（国民）にはさまざまな権利や義務がありますが、ここでは、市民がまちづくりをしていくうえでの権利や責務を明確にするため、この項目を設けました。

市民は、まちづくりへ参加する権利を等しく有していると考えています。また、参加を強制されたり、地位や肩書きで、その立場が左右されてはいけません。こうしたことから、まちづくりには誰もが自分の意思で自由に、そして、平等な立場で参加することが市民の権利であると考えています。

また、情報の共有でも述べましたが、協働や市民参加によるまちづくりを進めるうえでは、市や議会が保有している情報について、市民の知る権利も重要な権利だと考えています。

一方で、権利を主張するばかりで、まちづくりに対し、無関心・無責任ではいけないと考えます。まちづくりの主体として、このまちの構成員の一人として「このまちを良くしていく」という責任があると思います。わたしたち市民は、その役割を認識し、互いを尊重しながら協力してまちづくりを進めなくてはならないと考えています。

しかし、誰もが無条件にまちづくりに参加できる訳ではありません。市民一人一人に考え方や事情があり、それぞれが実情に応じ可能な範囲でまちづくりに参加することが大事だと思っています。そして、参加するに当たっては、自らの意見や行動に責任を持たなくてはならないと考えています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

◆ 6. 議会

(1) 議会の役割および責務

- ① 議会は、本市の意思決定機関であり、その意思決定に当たっては市民意見が反映されるよう努めるとともに、適正な市政運営が行われるよう執行機関を監視・評価・牽制する役割を果たすものとします。
- ② 議会は、地域の課題の解決や市民意見を反映した政策の実現を図るため、政策形成機能の充実に努めなければなりません。
- ③ 議会は、議会活動に関する情報を市民に積極的かつ分かりやすく伝えるとともに、開かれた議会運営に努めなければなりません。

【基本的な考え方】

議会は、市民の信託に基づいた二代表制の一翼を担う機関として、市長とは独立・対等の関係に立ち、お互いに緊張関係を保ちつつも協力しながらまちづくりを進めていかなくてはならないと考えています。こうしたことから、機関としての議会の役割や責務を明確にするためにこの項目を設けました。

一つめは、議会の役割です。議会の大きな役割の中の一つに、市長から提出された議案を議決するという市の意思決定機関としての役割があります。議会は、市民の代表である議員の機関であり、議員個人の私利私欲に流されたり、市民の声や感覚が無視されることがあってはいけません。こうしたことから、その意思決定に当たっては市民意見が十分に反映されることが重要だと考えています。また、もう一つの大きな役割として、市長側の執行機関を監視する機関としての役割があります。議会は、本会議や各委員会などさまざまな場面を通じ、市政運営が適正に行われるよう執行機関を監視・評価し、牽制する役割を担うことが必要であると考えています。

二つめは、政策形成機能の充実です。地方分権が進む中、「地方のことは地方で決める」ことがより一層求められると思います。そうした中で、議会においても、地域の課題の解決や市民意見を反映した政策の実現を図るため議員同士で議論し、議員が条例を提出したり、政策を提言するなど、議会自らの政策形成機能を充実させていくことが議会に求められていると考えています。

三つめは、開かれた議会運営です。函館市では、議会だよりの発行や本会議をケーブルテレビで放映したり、質問予定者や内容などを事前に公表するなど、市民に議会を知ってもらうためのさまざまな取り組みを行っています。一方で、市民ワークショップの中では「議会は何をやってるかわからない」、「市民生活から遠い存在」、「議会の情報提供が積極的でないように思う」などといった意見も出されています。検討委員会でも積極的な情報提供や市民に分かりやすい議会運営が必要であると考えています。例えば、「議会だよりの」をちょっと工夫するだけで市民の興味をもっと議会に向けることもできると思います。こうした議会に関する情報を市民に積極的に分かりやすく伝え、開かれた議会を目指すことが必要であると考えています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言**(2) 議員の責務**

- ① 議員は、積極的に市民意見を把握するとともに、議員としての倫理観、使命感とまちづくりについての理念を持ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。
- ② 議員は、市民に身近な議員活動に努め、その活動について、市民に分かりやすく説明しなければなりません。

【基本的な考え方】

議員は、選挙で選ばれたわたしたちの代表です。その議員の責務を明らかにするためにこの項目を設けました。

前段でも述べましたが、議員は選挙で選ばれたわたしたちの代表であり、議員の活動は、「市民のために」行われるべきだと思います。したがって、市民が何を考え、何を望んでいるのか積極的に把握し、市政に反映することが議員に求められていると考えます。

また、議員には、わたしたち市民の代表としての使命感やまちづくりへの理念を持ってもらいたいと思います。その理念を基に政策決定を行うと同時に、それは私的なものであってはいけないと考えます。こうしたことから、市民の信託を受けた議員として、倫理観、使命感そしてまちづくりに対する自らの理念をしっかりと持って、公正かつ誠実に議員活動をしてもらいたいと考えています。

また、議員は市民にとって遠い存在になってしまいがちだと思います。議員には、市の意思決定機関である議会の議員としての大きな役割を担ってもらうことはもちろんのこと、常にわたしたち市民の身近な存在であり、顔の見える活動をしてもらいたいと思います。例えば、「行政視察が市政にどのように反映されたのか」ということを市民へ積極的に情報を提供するなど、議員としての活動を市民に分かりやすく説明することが求められていると考えています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

◆ 7. 市長等

(1) 市長の責務

- ① 市長は、本市の代表として、公平・公正かつ誠実に市政を執行するとともに、市民のニーズや意向を把握した効果的な施策の推進に努めなければなりません。
- ② 市長は、本市の将来について明確なビジョンを持つとともに、自らのリーダーシップを最大限に発揮してまちづくりに取り組まなければなりません。
- ③ 市長は、活力にあふれたにぎわいのあるまちを目指して地域産業の振興に努めるとともに、地域の魅力を積極的に発信しなければなりません。
- ④ 市長は、市職員の適切な指揮監督、人材の育成および民間等の人材活用に努めるとともに、効率的かつ効果的な組織運営を行わなければなりません。
- ⑤ 市長は、この条例の施行の日から3年を超えない期間ごとに、この条例の趣旨に沿ったまちづくりが進められているかを検証し、その結果を公表しなければなりません。

【基本的な考え方】

市長は、市民の信託に基づき市政を運営し、議会と共に、二元代表制を担う立場と同時に市の代表者としての役割を担わなければなりません。こうしたことから、市長の責務を明確にするためにこの項目を設けました。

一つめは、市政の執行に対する基本的な考え方です。市長は選挙で選ばれた市の代表であり、市民のことを第一に考え、公平・公正かつ誠実に市政の舵取りをしなければならないと考えています。そのためには、積極的に市民との対話を深め、市民が何を求め、何を考えているかをきちんと把握し、効果的な施策を推進する必要があると考えています。

二つめは、わたしたちが望む市長像です。このまちが、将来どんなまちになるのか、あやふやでその場しのぎの舵取りでは困ります。市長には、どんなまちを次の世代に引き継いでいくのか市民と共有した明確なビジョン（将来像）を持ち、自らの強いリーダーシップを最大限に発揮してまちづくりに取り組んでもらいたいと考えています。

三つめは、地域産業の振興と情報発信です。今、函館のまちは、景気が低迷するなか、地域産業が不況の波に喘いでいます。地域産業の振興は、まさに、喫緊の課題であり、市長の重要な責務の一つと考え、この項目に託しています。また、函館には、魅力がたくさんあります。市長自らが広告塔となり、国内外に函館の魅力を発信することで、企業や観光客の誘致、函館ブランドの定着につながり、地域産業の振興発展、さらには、まち全体の活性化につながっていくものと考えています。

四つめは、組織の長としての責務です。市長は、市民の信頼に応えるよう、市職員を適切に指揮監督するとともに、これからの市政を担う人材を育成することが必要です。また、市民ニーズが多様化するなか、専門的・重点的に行う施策に対応するため民間等から専門的な知識や技術を持った人材を広く求め、活用することがますます必要になってくると考えています。組織運営についても縦割り行政を解消し、無駄を省き、効率的かつ効果的に行うことが求められると考えています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

五つめは、自治基本条例に基づくまちづくりの進行管理です。函館市では、この提言を受け、自治基本条例を制定するものと思いますが、条例は制定することで目的が達成するわけではありません。この提言の趣旨を踏まえ、条例をまちづくりに生かしてこそ、初めて、わたしたちの議論が実になると考えています。こうしたことから、市長は、条例の趣旨に沿ったまちづくりが進められているかを検証し（この条例の施行の日から3年を超えない期間ごとが望ましい）、その結果を市民に広く公表することが大きな責務だと考えています。

(2) 市職員の責務

- ① 市職員は、市民に誠意をもって接するとともに、質の高い行政サービスを提供するよう努め、全体の奉仕者として、公平・公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。
- ② 市職員は、自らも地域の一員であることを自覚するとともに、市民の視点に立ってまちづくりに積極的に参加し、協働によるまちづくりの実践に努めなければなりません。
- ③ 市職員は、市政に関する専門スタッフとして、職務の遂行に必要な知識の習得および自己研鑽に努め、市民の信頼を得られるようにしなければなりません。

【基本的な考え方】

市政を進めるうえで、実際に事務を行い、また、市民と直接対応するのは市職員であり、その責任は大きいと考えています。こうしたことから、市職員の責務を明確にするためにこの項目を設けました。

一つめは、市職員としての基本姿勢です。前段で述べたように市民と直接対応するのは市職員です。その対応が横柄であったり、市民に不快感を与えるものはいけません。市民に喜ばれ、市民に心が伝わるサービスを公平に提供しなければならないと考えます。こうしたことから、市職員は、市民に誠意をもって接し、質の高いサービスを提供し、憲法で定める全体の奉仕者として、公平・公正かつ誠実に職務を遂行することが求められます。

二つめは、まちづくりの実践です。市職員は市役所の中だけでなく、自らも地域の一員として、まちづくりの担い手であることを自覚し、市民と同じ目線に立って積極的にまちづくりに参加し、協働によるまちづくりの実践に努めなければならないと考えています。

三つめは、職員としての資質の向上です。市職員は市政に関する専門スタッフであり、サービスのプロです。そして、時には公権力を行使する立場にあります。そのことを職員一人一人が自覚し、職務を遂行するうえで、必要な知識を習得するとともに幅広い分野で自己研鑽に努め、市民の信頼を得ることが必要だと考えています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

◆ 8. 行政運営

ここでは、市民参加や協働によるまちづくりを進めていくために必要な行政運営の制度や考え方、さらには自治の基本として大切な行政運営の基本的な事項を示すことが必要と考え、12の項目を掲げそのあり方を明らかにしました。

(1) 総合計画

- ① 市は、将来を見据え、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定します。
- ② 市は、総合計画の策定に当たっては、市民が参加する機会の充実に努めます。
- ③ 市は、総合計画を着実に推進するため、進行管理を適切に行うとともに、その結果を市民に公表します。

【基本的な考え方】

地方自治法では、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」とされています。将来を見据えて計画的にまちづくりを進めるためには、市が目指す将来像とそれを実現するための基本的な方向を示すこの「基本構想」のほか、基本構想を実現するための施策の体系とそれぞれの施策の方向性を示す「基本計画」、その基本計画を推進するための具体的な施策や事業を明らかにするための「実施計画」が一体となった「総合計画」が必要であると考えています。また、この計画は、わたしたちのまちの未来を示す重要な計画であることから、その策定に当たってはより多くの市民が参加し、さまざまな意見を聞きながら策定することが何より重要であると考えています。

また、総合計画を着実に推進するために、市は、計画に基づくまちづくりが進められているかをきちんと進行管理し、市民にもその結果を公表することが必要であると考えています。

(2) 組織および運営

- ① 市の組織は、市民が利用しやすく、簡素で、効率的かつ機能的なものになるように編成されなければなりません。
- ② 市は、常にその組織および運営の合理化に努め、その規模の適正化を図らなければなりません。
- ③ 市は、社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、組織内の横断的な連携および調整を図るとともに、職員の意識改革に努めます。

【基本的な考え方】

市の組織は、市民が利用しやすい、分かりやすいことがまず第一で、その組織の編成については、簡素で効率的かつ機能的なものでなければならないと考えています。また、常に市役所全体の組織や仕事の進め方を見直し、合理化に努め、その規模（職員数）の適正化を図ることが求められていると考えています。さらには、めまぐるしく変化する社会情勢に迅速かつ柔軟に対応するためには、縦割り行政の解消に努め、組織内で横断的に連携し、調整を図ることと職員の意識改革が重要であると考えています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

(3) 財政運営

- ① 市は、中長期的な展望に立ち、健全な財政運営に努めなければなりません。
- ② 市は、予算および決算の内容ならびに財政状況をわかりやすく市民に公表し、財政運営の透明性の確保に努めます。
- ③ 市は、総合計画や行政評価の結果を踏まえて予算を編成するとともに、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければなりません。

【基本的な考え方】

市の財政運営は、市民サービスを安定的かつ効果的に提供するため、中長期的な展望に立って健全に行わなければなりません。

また、市民にとって市の財政は、難しい用語や指標があり、分かりづらいものです。こうしたことから、予算・決算の内容や財政状況を市民に分かりやすく公表し、財政運営の透明性を図り、市の財政状況を市民と共有することが必要だと考えています。

「総合計画」の項目でも述べましたが、将来を見据えて計画的にまちづくりを進めることが必要であり、予算はこの「総合計画」や「行政評価」の結果を踏まえて編成されるべきです。また、市の歳入の多くはわたしたちの税金で賄われます。そうした貴重で限りのある財源を効率的かつ効果的に活用することが求められていると考えています。

(4) 財産管理

市は、所管する財産の適正な管理に努めなければなりません。

【基本的な考え方】

市の財産は、建物や土地だけではなく、基金や債権、さらには、さまざまな権利なども含まれます。これは市民の貴重な財産とも言えます。こうした財産を市は適正に管理することが必要だと考えています。

(5) 行政手続

市は、市民の権利利益を保護するため、行政手続に関して共通する事項を定め、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

【基本的な考え方】

市は市民生活に関連する多くの権限を持っています。こうした権限が適切に運用され、市民の権利利益を保護するために、市の行う行政手続（申請に対する処分、不利益処分、行政指導など）について、審査や処分の基準、行政指導の指針などの共通事項を定め、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図らなければならないと考えています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

(6) 危機管理

- ① 市は、災害等から市民の生命および財産を守るため、総合的かつ機能的な危機管理体制の整備に努めなければなりません。
- ② 市は、危機管理体制を強化するため、市民、関係団体、近隣自治体等との連携が図られ、および協力が得られるよう努めなければなりません。
- ③ 市は、防災などの危機管理に対する市民の意識を高めるよう努めなければなりません。

【基本的な考え方】

災害はいつ何時起こるか分かりません。市は、こうした災害等から市民の生命および財産を守るため、さまざまな事象を想定し総合的に、また、いざという時に機能的に対処できるよう平常時から危機管理体制の整備に努める必要があると考えています。

また、災害の発生時は、市、市民、関係団体、近隣自治体等と連携を図り、協力しながら、対応しなくてはなりません。こうしたことから、市は、危機管理体制を強化するために、平常時から市民の自主防災組織との連携支援、関係団体等との防災協定の締結など、市民や関係団体と連携を図り、協力が得られるよう努めることが必要だと考えています。

災害などへ適切に対処するためには、普段から防災への意識付けが重要です。こうしたことから、市は、防災訓練の実施に代表されるように防災などの危機管理に対する市民の意識を高めるよう努めなければならないと考えています。

(7) 個人情報の保護

- ① 議会および市は、市民の基本的人権を擁護するため、保有する個人情報を適正に保護します。
- ② 市民は、自己の個人情報について、その開示、訂正等を求めることができます。

【基本的な考え方】

議会や市では、戸籍や住民票をはじめ各種の名簿など、わたしたち市民の個人情報を保有しています。この個人情報はわたしたち市民の基本的人権を守るうえで、みだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用されないよう適正に保護されなければなりません。また、「函館市個人情報保護条例」では、

- ・自分の情報を見て、知ること(開示請求)
- ・自分の情報の記録に誤りがあれば、訂正を求めること(訂正請求)
- ・自分の情報が規定に違反して集められたら、記録の削除を求めること(削除請求)
- ・自分の情報が、収集した目的外に利用されたりしているときは、利用の中止を求めること
(目的外利用等の中止請求)

ができます。こうした自己の個人情報に関わる市民の権利を明確にする必要があると考え、この項目を設定しています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

(8) 出資団体

- ① 市は、市が出資している団体について、当該出資の目的、必要性等について定期的に点検および評価をし、これを市民に公表しなければなりません。
- ② 市は、市が出資している団体に市職員を派遣する場合には、派遣の目的、必要性等を明らかにし、これを市民に公表しなければなりません。

【基本的な考え方】

市が資本金を出資する第三セクターは、市民サービスの向上や地域振興策の推進など、その出資の効果が広く地域にもたらされるものでなくてはなりません。

一方、景気の低迷などから地方公共団体が出資する第三セクターの経営破綻が全国的に増えています。こうした第三セクターの経営悪化は、設立した地方自治体の財政運営に大きな影響があり、また、第三セクターへの天下りなど国民的な批判も少なくないと思います。

こうしたことから、市は、市が出資している団体について、出資の目的、必要性、経営状況等について定期的に点検・評価し市民に公表するとともに第三セクターに市職員を派遣する場合には、派遣の目的、必要性等を明らかにし、市民に公表することで出資団体への関与について透明性を確保する必要があると考えています。

(9) 行政評価

- ① 市は、効率的かつ効果的な行政運営を行うとともに、その透明性を高め、説明責任を果たすため、適切な行政評価を実施しなければなりません。
- ② 市は、市民、有識者等による外部評価の仕組みを整備するよう努めるものとします。
- ③ 市は、行政評価の結果を公表するとともに、行政運営に速やかに反映させ、その改善に努めなければなりません。

【基本的な考え方】

行政評価は、行政のさまざまな施策や事業の目的を明確にし、その成果を具体的に表すことによって、施策や事業の必要性、有効性、効率性等を評価し、その結果を次の施策や事業に生かすことによって政策等の質的向上を図るための仕組みです。

市は、こうした効率的かつ効果的な行政運営を行うためにも、また、行政運営の透明性を高め、市民への説明責任を果たすためにも、適切な行政評価を実施することが必要だと考えています。

また、その評価に当たっては、内部での評価のみならず第三者による評価を実施することも重要であり、市民、有識者等による外部評価の仕組みを整備することが必要であると考えています。さらには、行政評価の結果を生かすためにも、広く市民に公表し、行政運営に速やかに反映させ、その改善を図ることが何より重要であると考えています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言**(10) 監査制度**

- ① 市は、適正で、効率的かつ効果的な行財政運営を確保するため、法令に基づく監査を実施し、その結果を公表します。
- ② 市は、行財政運営の一層の改善を図るため、監査機能の充実を図らなければなりません。

【基本的な考え方】

まちづくりを進めるうえで、市が自ら適正で効率的かつ効果的な行財政運営を行い、市民からの信頼を確保することは必要不可欠であり、そのために監査制度は重要な役割を果たすと考えています。こうしたことから、監査委員による監査や中核市に義務付けられている包括外部監査、市が条例を制定し行う個別外部監査について、法令に基づき実施し、その結果を公表することを改めて確認するとともに、地方分権の推進に伴い、自己決定・自己責任による行財政運営の一層の改善を図るためのチェック機能としての監査機能の充実が求められていると考えています。

(11) 附属機関等

市は、市民の市政への参加の機会を広げるため、審議会等の委員に原則として公募の委員を加えるとともに、委員の男女の比率、年齢構成および選出区分が著しく不均衡にならないように努めなければなりません。

【基本的な考え方】

参加と協働の項目でも述べましたが、市民のまちづくりに参加する機会を広げることは重要なことです。こうしたことから、市民が市政へ参加するための仕組みの中でも大きな役割を果たす附属機関等（法律または条例で設置される「附属機関」や、要綱等により市民参加を求め行政に対する意見を聴く「その他会議」のことをいいます。）の委員には、原則として公募委員を加え、各種団体の構成員以外の市民の市政への参加する機会を広げることが必要だと考えています。また、委員の選任にあたっては、幅広い市民からの意見を市政に反映させるため、委員の男女の比率、年齢構成および選出区分が著しく不均衡になってはいけな

II 条例制定に向けた提言

(12) 広聴制度

- ① 市は、まちづくりに当たって、広く市民の意見を聞く機会を設けなければなりません。
- ② 市は、市民から寄せられた意見を十分に踏まえ、公平かつ公正にその反映に努めることとします。
- ③ 市は、広く市民の意見を聞くに当たって、その旨の効果的な周知に努めなければなりません。
- ④ 市は、市民生活に重要な影響を与えるものについては、市民広聴制度のひとつとして、パブリックコメントを実施します。
- ⑤ 市は、前各号の意見を提出した市民に対し、当該意見を提出したことを理由とした不利益な取扱いをしてはなりません。

【基本的な考え方】

函館市では、現在「市民の声」、「移動市長室」、「市長への提言」、「市民アンケート」など、さまざまな広聴制度を設けていますが、まちづくりを進めるうえで、市民の意見を聞く広聴制度は重要な制度です。今後においてもこうした市民の意見を聞く機会を設け、その制度を一層充実させていく必要があると考えています。また、市民から寄せられた意見については、その意見を十分に踏まえ、特定の「声の大きい人」の意見のみが採用されることがないように、公平・公正にまちづくりに反映されなければならないと考えています。

しかし、広聴制度が整っていても市民がそれを知らなければ何の意味もありません。市は広聴制度について効果的に市民に周知する必要があると思います。

また、パブリックコメント制度についても、重要な広聴制度の一つとして考えました。こうしたことから、市は現在、パブリックコメント制度を実施していますが、改めて、市民に広く知ってもらうため、市民生活に重要な影響を与えるもの（市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画や市民等に義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例など）については、パブリックコメントを実施することとして規定すべきと考えました。

こうした、さまざまな意見を聞くことが市には求められていると同時に、市民の自由な意見を阻害しないようにするためにも意見を提出した市民に対し、そのことを理由に不利益な取扱いをしてはいけないと考えています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

◆ 9. 国、北海道等との協力、連携および交流

(1) 国等との協力および連携

- ① 市は、適切な役割分担のもと、国および北海道と対等な立場で相互に協力および連携をしてまちづくりを推進します。
- ② 市は、広域的な課題解決や地域の相互発展のため、近隣自治体と積極的に協力および連携をしてまちづくりを進めるとともに、近隣自治体との調和、協調に努めます。

【基本的な考え方】

まちづくりを進めていくうえで、国や北海道、近隣自治体との関係を明確にする必要があると考えこの項目を設けました。

まちづくりは決して函館市だけでは完結しません。国や北海道との協力・連携が必要だと考えています。しかし、その関係は「市への過度な関与」ではいけないと考えます。地方分権が進み、国と地方公共団体の関係は、「上下・主従の関係」から「対等・協力の関係」へと転換しています。こうしたことから、市は、適切な役割分担のもと、国・北海道と対等な立場で相互に協力・連携してまちづくりを進めることが必要だと考えています。

また、まちづくりを進めるうえで、函館市単独では解決できない課題もあります。近隣自治体も含めた地域（圏域）全体が元気になることも必要です。こうした広域的な課題の解決や地域の相互発展のため、近隣自治体と積極的に協力し、連携を図りながらまちづくりを進めることが必要だと考えています。また、広域的な取り組みを進めていくためには、近隣自治体との調和・協調に努めることも必要だと考えています。

(2) 青函交流

市は、青森市との友好関係を維持し、相互の発展に努めるとともに、新たな経済文化圏の形成を目指し、青函圏域における広い分野での交流に努めます。

【基本的な考え方】

青森市と函館市は、津軽海峡を隔てながらも、古くから人や物の交流が盛んに続けられてきました。こうした歴史を踏まえ、青森市との友好関係を確かなものとするため、この項目を設けました。

青森市と函館市は、平成元年に「青森市・函館市 ツインシティ提携に関する盟約書」を締結しています。この盟約書に基づき、青森市との友好関係を維持し、相互の発展を図るとともに、新しい青函経済文化圏の形成を目指し、文化、スポーツ、観光、経済等の幅広い分野にわたり、交流を進めていくべきであると考えています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

(3) 国際交流

- ① 市民および市は、世界に開かれた地域社会づくりを進めるため、さまざまな分野における積極的な国際交流の促進に努めます。
- ② 市は、市民による国際交流活動の支援に努めます。

【基本的な考え方】

函館市の長い歴史の中で、海外との交流は重要な役割を占めています。ここでは、国際交流についての基本的な考え方を明らかにするためにこの項目を設けました。

函館市では、姉妹都市や友好交流都市との交流をはじめ、国外のさまざまな都市や地域との交流が進められています。市民と市は、世界に開かれた地域社会づくりを進めるために、今後もさまざまな分野で官民間わず、活発にそして積極的な国際交流を展開していく必要があると考えています。

また、国際交流を進めるうえでは、市民レベルの交流も重要です。市は、国際交流団体相互あるいは、国際交流団体と各種団体との連携を進めるとともに、市民や団体の活動支援に努めていく必要があると考えています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

◆ 10. 安全・安心で心豊かなまちづくり

「10 安全・安心でこころ豊かなまちづくり」と「11 にぎわいのある美しいまちづくり」の項目では、函館市の自治基本条例に是非盛り込みたい、一般的な他都市の自治基本条例には見られない、地域のオリジナルな条例として、函館市において普遍的に取り組んでいかなければならない、重要な7つの課題を掲げています。

(1) ノーマライゼーション理念の普及

市民と市は、福祉のまちづくりを推進するため、ノーマライゼーション理念の普及に努めなければなりません。

【基本的な考え方】

一つめは、ノーマライゼーション理念の普及です。福祉のまちづくりとは、すべての市民が地域で互に支え合って、安心して生活するとともに、自らの意思で自由に行動し、広く社会活動に参加できるまちを創っていくことです。こうした福祉のまちづくりを進めるためには、市民と市は、ノーマライゼーション理念（ここでは、障がい福祉の理念にとらわれず、障がいがある方もない方も、高齢者も若者も、誰もが等しく家庭や住み慣れた地域で、お互いに人間として尊重し合いながら、生活し、活動することができる社会が本来あるべき姿であるという考え方です。）を普及し浸透させていかなければならないと考えています。

(2) 子どもの健全育成

- ① 市民と市は、安心して子どもを産み育て、心身ともに健やかに育つことができるように協力して、子育て支援の充実に努めます。
- ② 市民と市は、家庭、学校、地域が連携できる環境を整え、教育の充実と子どもの安全の確保に努めます。

【基本的な考え方】

二つめは、子どもの健全育成です。次世代を担う子ども達を安全にそして健やかに育てることはわたしたち大人の責任です。そのためには、まず、子育てするための環境づくりが重要です。

わたしたち市民も市も協力し、安心して子どもを産み育て、心身ともに健やかに育つことができるように子育てに対する支援を充実していかなければならないと考えています。

また、子どもの教育は「家庭まかせ」、「学校まかせ」ではいけないと思います。家庭・学校・地域は、人と人との出会いを通し、子ども達がより良い生き方を学ぶ大切な教育の場であるとともに、学んだことを実践する場でもあります。この三者が、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携できる環境を整え、子ども達を育て見守ることが、教育の充実と安全の確保につながると考えています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言**(3) 生涯学習等の振興**

市民と市は、生涯教育、文化・芸術、スポーツの振興に努め、創造性にあふれるまちづくりを推進します。

【基本的な考え方】

三つめは生涯学習等の振興です。生涯教育、文化・芸術、スポーツなどさまざまな活動に主体的に取り組むことは、自らを高め、心豊かなものにしていきます。こうした一人一人の活動が、家庭や職場そして地域全体の活性化につながっていくと考えます。市民と市は、こうした市民の活動を振興し、常に新しい何かが生み出される活気のあるまちづくりを進めることが必要だと考えています。

(4) 市民活動の場の充実

市民と市は、自らの技能・経験等を生かして、意欲的に活動しようとする者に対して、活躍できる場の充実に努めます。

【基本的な考え方】

四つめは市民活動の場の充実です。「参加」の項目では、市民がまちづくりに参加し、活動できる場を積極的に提供することの必要性を述べました。ここでは、まちづくりに限らず、起業を目指す人、音楽やスポーツに励む人など、自らの技能・経験等を生かして、意欲的に活動しようとする人に対して、その活躍できる場づくりを支援していくことで、市民一人一人が生き生きと活動し、また、多くの人が函館を訪れてくれると思います。こうしたことが、まちの活性化につながると考えています。

(5) 安全・安心なまちづくり

市民と市は、安全・安心なまちづくりを目指し、交通安全と防犯活動の推進に努めます。

【基本的な考え方】

五つめは、安全・安心なまちづくりです。「函館は運転マナーが悪い」ということをよく耳にします。また、近年、市内においても凶悪な犯罪が発生しています。函館市では、「交通安全条例」や「犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定し、安全で安心なまちづくりを目指しています。この条例に基づいて、わたしたち市民と市が協力し合いながら、交通安全と防犯活動の推進に努めなければならないと考えています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

◆ 11. にぎわいのある美しいまちづくり

(1) 地場産業の充実

市は、地場産業の担い手である市内の事業者がその事業を進展できるよう、その活動に多面にわたる支援体制を充実します。

【基本的な考え方】

六つめは、地場産業の充実です。地域経済の低迷は、働く場の減少、購買力の低下、人口の流出など、まちのあらゆる事象に悪影響をもたらしています。特に地場産業の担い手である市内事業者への打撃は計り知れません。地域経済の立て直しは、まさに函館にとって喫緊の重要課題だと考えています。こうしたことから、市は、地場産業の担い手である市内の事業者がその事業を進展できるように、その活動に対し、多面にわたる支援体制を充実することが必要であると考えています。

(2) 自然・文化遺産等の保護

市は国際観光都市として市民、企業と連携をとり、その環境整備と資源である自然、歴史的文化遺産等の保護に努めます。

【基本的な考え方】

七つめは、自然・文化遺産等の保護です。函館市にとって観光は大きな「柱」です。その観光の目玉はなんといっても、函館山や海などの自然と数多くある歴史的文化遺産です。こうしたことから、市は、国際観光都市として市民や企業と連携をとりながら多くの人に訪れてもらうための環境の整備に努めるとともに、函館市の観光資源である自然、歴史的文化遺産等を保護することが必要であると考えています。

Ⅱ 条例制定に向けた提言

◆ 12. 条例の見直し

(1) 条例の見直し

- ① 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の規定が社会情勢に適合した内容となっているかどうかを検討し、この条例およびこの条例に基づく制度等の見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講じなければなりません。
- ② 市長は、前項の規定により検討し、および必要な措置を講じるに当たっては、市民を主体とした検討組織を設け、その意見を聴かなければなりません。

【基本的な考え方】

自治基本条例が常に社会情勢に適合し適正に保たれるようにする必要があると考え、この項目を設けました。

自治基本条例は、市民自治のまちづくりにとって普遍的なものであると考えていますが、この先、社会情勢は刻々と変化していくものと思われれます。自治基本条例の規定がこうした社会情勢の変化に適合しなくなった場合は、やはり見直すことも必要であると考えています。

こうしたことから、市長は、自治基本条例の規定が社会情勢に適合した内容となっているかどうかを検討（条例の施行の日から5年を超えない期間ごとが適当と考えます）し、自治基本条例の規定そのもの、さらには、条例に基づいて創られた制度等についても見直しの必要があると認めるときは、市民の意見を聞きながら、また市民の検討委員会を立ち上げるなど、必要な措置を講じることが必要であると考えています。

Ⅲ 検討委員会付帯意見

検討委員会ではさまざまな視点から、「自治基本条例」や「まちづくり」について議論してきましたが、その議論の過程では、提言に表れない有意義な意見も数多くありました。

こうした議論を踏まえ、この提言を行うにあたり、次により検討委員会としての付帯意見を添えさせていただきます。

◆意見1. 提言を最大限に尊重した条例を制定すること

この提言は、はじめに述べたとおり、ワークショップなどで多くの市民の皆さんの声を聞き、数多くの検討委員会を重ね取りまとめております。

こうしたことから、この市民の思いが詰まった提言を最大限に尊重した条例を制定していただきたいと思います。

◆意見2. 条例施行に当たっては、市民や市職員に条例の趣旨を十分に周知すること

「自治基本条例」はつくることが目的ではなく、この条例の趣旨を一人でも多くの市民に知ってもらい、また、市職員もこの条例がこれからのまちづくりの基本ルールであることを認識し、市民と行政との協働による新しい自治体運営の形をつくっていくことが重要であると考えています。

こうしたことから、条例施行に当たっては、市民や市職員に条例の趣旨を十分に周知していただきたいと思います。

◆意見3. この条例に沿ったまちづくりのしくみづくりや実践に努めること

この提言では、「参加・協働」のほか市民、議会、市の責務や行政運営のあり方など、これからのまちづくりの基本ルールとして提言しています。

こうしたことから、この条例に沿ったまちづくりのしくみづくりやその実践に努めていただきたいと思います。

◆意見4. この条例に基づくまちづくりの実践を検証するための**市民主体の取り組みをサポートすること**

この提言では、市長が自治基本条例の趣旨に沿ったまちづくりが進められているかを検証し、市民に公表することとしていますが、検討委員会の中では、市民の側も検証を行うべきであり、その検証にあっては、市民の主体的かつ自主的な取り組みが望ましいとの議論もされたところです。

こうしたことから、この条例に基づくまちづくりの実践を検証するための市民主体の取り組みがあった場合には、市としてサポートしていただきたいと思います。

IV おわりに

わたしたち「函館市自治基本条例策定検討委員会」では、はじめに述べたように、平成19年9月の委員会の発足以来、約1年4か月間にわたり40回の検討委員会を重ね、この提言書を策定いたしました。

また、この間、わたしたち検討委員と市職員のプロジェクトチームが中心となってフォーラムや市民・市議会とのワークショップを開催し、この提言書を取りまとめてきました。この策定作業を通じて、これからの函館が元気になるためには、市民協働によるまちづくりが必要であると改めて認識したところです。

市民協働は、市民と行政が、自らの役割と責務を自覚しながら、互いを尊重し、対等な立場で協力してまちづくりに取り組むことだと思います。そのためには、行政は市民により信頼される必要があります。わたしたち市民も、これまで以上にまちづくりに対して、積極的に関わり、責任と自覚を持たなくてはならないと思います。

その基本ルールとなるのが「函館市自治基本条例」です。

自治基本条例は策定したから終わりではありません。やっと今、函館を変えていくスタートラインに立ったのだと思います。これからのまちづくりは市民と行政が手を携えて、新しい自治の形をつくっていく必要があります。この条例が、その礎となることを委員全員、切に願います。この提言のおわりにいたします。

函館市自治基本条例策定検討委員会（本書は自署）

<u>横 山 純 一</u>	【委員長】
<u>板 本 敬 二</u>	<u>市 居 秀 敏</u>
<u>大 江 洋</u>	<u>大 久 保 彰 之</u>
<u>川 田 博 仁</u>	<u>木 下 元 章</u>
<u>佐 々 木 香</u>	<u>沢 口 拓 希</u>
<u>敦 賀 敬 之</u>	<u>長 尾 愛</u>
<u>丸 藤 競</u>	<u>若 杉 充 宏</u>

V 参考資料

◆ 1. 検討委員会開催状況

回数	開催日程	協議内容
第1回	平成19年 9月 5日(水)	・自治基本条例の概略について ・検討の進め方等について
第2回	平成19年 9月25日(火)	・市の行政運営と自治基本条例について
第3回	平成19年10月 9日(火)	・函館市総合計画について
第4回	平成19年10月24日(水)	・函館市の財政について
第5回	平成19年11月14日(水)	・函館市の福祉・教育について
第6回	平成19年11月27日(火)	・ワークショップについて ・条例に盛り込むべき項目について
第7回	平成19年12月 4日(火)	・ワークショップについて
第8回	平成19年12月11日(火)	・ワークショップについて ・ワークショップの試行
第9回	平成20年 2月19日(火)	・ワークショップの結果について ・今後の進め方について
第10回	平成20年 3月26日(水)	・前文について ・情報共有について
第11回	平成20年 4月 4日(金)	・情報共有について ・情報の公開について ・個人情報の保護について
第12回	平成20年 4月17日(木)	・情報共有について ・前文について ・参加・協働について
第13回	平成20年 5月15日(木)	・参加・協働について
第14回	平成20年 5月26日(月)	・参加・協働について
第15回	平成20年 6月16日(月)	・参加・協働について
第16回	平成20年 6月23日(月)	・参加・協働について ・コミュニティについて
第17回	平成20年 7月 1日(火)	・コミュニティについて
第18回	平成20年 7月16日(水)	・住民投票について
第19回	平成20年 7月22日(火)	・住民投票について
第20回	平成20年 8月22日(金)	・市民, 議会, 市の責務について
第21回	平成20年 8月25日(月)	・議会の役割・責務について ・議員の責務について ・市長の責務について
第22回	平成20年 8月26日(火)	・市長の責務について ・市職員の責務について ・市民の権利・責務について
第23回	平成20年 9月 4日(木)	・前文について ・国, 道, 他自治体等との関係について ・条例の見直し条項について

V 参考資料

回数	開催日程	協議内容
第24回	平成20年 9月 8日(月)	・条例の進行管理について ・条例の見直し条項について ・基本原則, 基本理念について
第25回	平成20年 9月 9日(火)	・これまで作成済みの条例案について (再確認・再調整)
第26回	平成20年 9月16日(火)	・行政運営について
第27回	平成20年 9月17日(水)	・行政運営について
第28回	平成20年 9月22日(月)	・行政運営について
第29回	平成20年 9月29日(月)	・行政運営について
第30回	平成20年 9月30日(火)	・行政運営について ・基本原則について
第31回	平成20年10月 7日(火)	・行政運営について ・条例の進行管理について ・用語の定義について
第32回	平成20年10月13日(月)	・行政運営について ・用語の定義について ・地域オリジナルについて
第33回	平成20年10月14日(火)	・地域オリジナルについて
第34回	平成20年10月20日(月)	・地域オリジナルについて
第35回	平成20年11月11日(火)	・用語の定義について
第36回	平成20年11月18日(火)	・条例の目的, 位置づけについて ・地域オリジナルについて
第37回	平成20年11月23日(日)	・条例案の全体調整
第38回	平成20年12月 9日(火)	・条例案の全体調整
第39回	平成20年12月11日(木)	・条例案の全体調整
第40回	平成20年12月15日(月)	・条例案の最終調整

◆ 2. 前文起草委員会開催状況

回数	開催日程	備考
第1回	平成19年12月12日(水)	
第2回	平成19年12月19日(水)	
第3回	平成20年 1月15日(火)	
第4回	平成20年 1月28日(月)	
第5回	平成20年 1月29日(火)	
第6回	平成20年 2月 2日(土)	
第7回	平成20年 2月19日(火)	
第8回	平成20年 7月29日(火)	

V 参考資料

◆ 3. ワークショップ開催状況

(1) Step1 条例策定に参考となる市民の意見を聞こう！
(市民公募により毎回テーマを変え5回開催)

回数	開催日 (H20年)	実施テーマ	参加人数
第1回	1月16日(水)	・もっと住み良いまちにするためには？	43人
第2回	1月21日(月)	・市役所や議会にどんなことを望みますか？	31人
第3回	2月5日(火)	・情報公開に望むこと	24人
第4回	2月6日(水)	・私たちができることって何？	19人
第5回	2月18日(月)	・人づくり・まちづくり(福祉と教育を考える)	18人

(2) Step2 もっとたくさんの市民の意見を聞いて条例を広めよう！
(検討委員の所属団体や4支所へ出前ワークショップを実施)

★テーマ 【もっと住み良いまちにするためには？】

回数	開催日 (H20年)	実施団体等	参加人数
第1回	2月7日(木)	・函館市町会連合会	36人
第2回	2月25日(月)	・南茅部支所・榎法華支所管内の皆さん	35人
第3回	2月26日(火)	・戸井支所・恵山支所管内の皆さん	34人
第4回	2月27日(水)	・函館市女性会議	18人

(3) Step3 若い人や市職員の意見も聞いてみよう！
(市内高校生や市職員によるワークショップを実施)

★テーマ 【もっと住み良いまちにするためには？】

回数	開催日 (H20年)	実施団体等	参加人数
第1回	1月23日(水)	・市職員ワークショップ	25人
第2回	3月11日(火)	・高校生ワークショップ(市立函館高校)	22人

★ 市民等とのワークショップ実績合計 11回開催 延べ 305人参加 ★

◆ 函館市議会自治基本条例検討会とのワークショップ

開催日 (H20年)	実施テーマ	参加人数
8月11日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「函館のよい点・不満な点, 函館がもっとよくなるなるには」 ・「議会のよい点・不満な点, 議会がすべきこと」 ・「議員のよい点・不満な点, 議員がすべきこと」 	市議会議員 7人

V 参考資料

◆ 4. 函館市自治基本条例フォーラム開催状況

テ ー マ	みんなで考えよう！まちづくりの基本ルール		
	～自治基本条例フォーラム～		
日 時	平成20年3月23日（日）	13：30～15：30	
場 所	ホテル函館ロイヤル		
参 加 者	122名		
内 容	◆基調講演		
	講 師	北海学園大学法学部教授	横 山 純 一 (検討委員会 委員長)
	演 題	「自治基本条例をまちづくりにどう活かすか」	

◆パネルディスカッション

テ ー マ	「これからのまちづくりについて」		
	《コーディネーター》		
			横 山 純 一 (検討委員会委員長)
	《パネラー》		
	北海道教育大学函館校教授		
	大 江		洋 (検討委員会委員)
	函館商工会議所青年部 総合政策室副室長		
	松 木 志津香		
	函館市社会福祉協議会 地域福祉部長		
	市 居		秀 敏 (検討委員会委員)
	函館市長		
	西 尾		正 範

※敬称略

V 参考資料

◆ 5. 委員等名簿

(1) 函館市自治基本条例策定検討委員会委員

※ 敬称略 五十音順

団 体 名 等	職 名	氏 名
市民公募		板 本 敬 二
函館市社会福祉協議会	事務局次長	市 居 秀 敏
北海道教育大学函館校	教 授	大 江 洋
市民公募		大久保 彰 之
函館商工会議所	青年部 監 事	川 田 博 仁
函館弁護士会	弁 護 士	木 下 元 章
函館市女性会議	副 会 長	佐々木 香
函館青年会議所	監 事	沢 口 拓 希
函館市町会連合会	会 長	敦 賀 敬 之
市民公募（大学生）		長 尾 愛
特定非営利活動法人NPOサポートはこだて	事 務 局 長	丸 藤 競
北海学園大学	教 授	【委員長】 横 山 純 一
函館市PTA連合会	会 長	若 杉 充 宏

(前任 函館青年会議所

副理事長

藤 澤 義 博)

V 参考資料

(2) 函館市自治基本条例前文起草委員（検討委員会・庁内プロジェクトから選出）

団 体 名 等	職 名	氏 名
市民公募		板 本 敬 二
函館市女性会議	副 会 長	佐々木 香
市民公募（大学生）		長 尾 愛
特定非営利活動法人NPOサポートはこだて	事 務 局 長	丸 藤 競
中央福祉事務所 障害福祉課	主 任 主 事	石 川 弘 志

※ 敬称略

(3) 函館市自治基本条例庁内プロジェクトメンバー

所 属 部 課	職 名	氏 名
企画部 企画管理課	主 査	長谷山 裕 一
企画部 計画調整課	主 査	荒 木 英 世
総務部 文書法制課	主 査	山名田 洋
市民部 市民課	主 査	伊 藤 清
市民部 男女共同参画課	主 査	渡 邊 俊 哉
福祉部 中央福祉事務所 生活支援第1課	主 査	小棚木 大 輔
教育委員会 学校教育部 教職員課	主 査	堀 田 圭 一
中央福祉事務所 障害福祉課	主任主事	石 川 弘 志
環境部 リサイクル推進課	主任主事	金 子 良 介

※平成20年12月1日現在